

公示番号：19a00088

国名：パキスタン

担当部署：人間開発部基礎教育第一チーム

案件名：オルタナティブ教育推進プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月上旬から2019年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 4日   | 28日    | 6日   |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年6月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月25日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

|          |            |
|----------|------------|
| 類似業務     | 各種評価調査     |
| 対象国／類似地域 | パキスタン／全途上国 |
| 語学の種類    | 英語         |

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

パキスタンの識字率は60%に留まり、基礎教育が非常に低い水準であることが示唆される。女性に限定すると48%と更に低くなり、ジェンダ－格差も存在している(以上、Pakistan Social and Living Standards Measurement Survey 2012-13)。パキスタンにおける教育普及の阻害要因としては、学校と家の距離といった地理的要因、家庭の生計や価値観といった家庭的要因、学校教育内容や教員の資質といった教育的要因が挙げられる。特に前者の2要因は、通常の学校教育のみからのアプローチで改善を図るのは極めて難しいのが現状である。公教育のオルタナティブ(代替)教育として位置づけられているノンフォーマル教育は、学校の設置に関しての地域的な自由度が高く、かつ完全無償であるために経済的な教育システムであることから、特に上記のような地理的・家庭的阻害要因に対応する観点からは有効であると考えられる。パキスタン教育・研修省が2013年に策定した国家教育行動計画2013-2016においては、通常の公教育のみならず、ノンフォーマル教育の拡大計画についても言及されている。また、パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州にて策定されている州教育計画(それぞれ、2013年、2014年、2013年策定)においては、ノンフォーマル教育の質改善と普及が重要課題として位置づけられている。

これまでのノンフォーマル教育に対する支援は、国別援助方針で定められている重点分野「基礎教育の充実と諸格差の縮小」及びJICA事業展開計画における個別重要課題「女子教育・ノンフォーマル教育を通じた教育アクセスの改善」に位置づけられる。実績としては、JICAは1997年より本セクターについて支援を継続してきており、2004年からはパンジャブ州を対象にした技術協力プロジェクトを実施。また、ノンフォーマル教育に関するデータに基づくマネジメントシステムの構築や、カリキュラムや教科書といった教育ツールの開発を支援してきた。

本事業は、パキスタンの連邦政府所管地域、バロチスタン州、パンジャブ州及びシンド州において、①ノンフォーマル教育を推進する基盤(政策、実施体制等)の構築、②データに基づくノンフォーマル教育マネジメントシステムの導入、③質の高いノンフォーマル教育の提供体制の整備を行うことにより、ノンフォーマル教育システムの強化を図り、もってノンフォーマル教育の質とアクセスの改善に寄与するものである。現在は、2名の(長期)専門家(チーフアドバイザー/ノンフォーマル教育、業務調整/ノンフォーマル教育)を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2019年10月のプロジェクト終了を控え、プロジ

エクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年7月上旬～7月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他パキスタン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）等を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2019年7月上旬～8月上旬）

- ①JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③パキスタン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパキスタン側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価し、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びパキスタン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA パキスタン事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2019年8月上旬～8月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。

③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書

次の①～③を2019年8月19日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒イスラマバード⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月7日～2019年8月3日を予定していますが、7月上旬～8月中旬の間で変更の可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 副総括（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAパキスタン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

##### エ) 通訳備上

英語を解さない調査対象者と協議する必要がある場合に、英語⇄現地語

の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス（ラホール及びイスラマバード）内の執務スペース提供（ネット環境あり）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育第一チーム（TEL:03-5226-8319）にて配布します。

- ・ PDM
- ・ PO
- ・ モニタリングシートver. 1~6

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 運営指導調査報告書(2017年実施調査)

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtml@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上